

# 大分県特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」に基づく措置の実施状況について（平成22年度）


平成24年1月27日 大分県総務部人事課

大分県では、次世代育成支援対策推進法に基づく大分県特定事業主行動計画として、平成22年3月に後期行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」（H22～H26年度）を策定し、職員の育児を支援する取組を進めているところです。（前期行動計画：H17～21年度）

同法第19条第5項の定めるところにより、以下のとおり平成22年度における同計画に基づく措置の実施状況を公表します。

また、大分県では「男性の子育て参画日本一」を目指す中で、大分県庁自らが取組に一步踏み出すことにより県全体の取組を推進することを目的として、平成21年度に「大分県庁子育てパパサポートプラン」を策定しています。

このプランの定めるところにより、平成22年度における取組状況を合わせて公表します。

※下記項目のうち、マーク（「パパの子育て応援」シンボルマーク）のある項目は「大分県庁子育てパパサポートプラン」における独自取組項目、特定事業主行動計画との共通取組項目です。

## 1. 対象職員

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会、大分海区漁業調整委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会（県費負担教職員を除く。）及び警察本部の常勤職員全員（臨時的任用職員を除く。）

## 2. 対象期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日

## 3. 措置の実施状況

### （1）職場環境や職員の意識改革

#### ① 休暇制度等の周知

各種制度を理解しやすいように大分県のホームページ内に「大分県職員子育て支援のページ」を開設し、職場だけでなく育児休業中の職員なども家庭からインターネットにより閲覧可能とし、いつでも必要な情報を得られるようにしています。



#### ☆大分県特定事業主行動計画

<http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/shokuin-kosodate-program.html>

#### ☆大分県職員子育て支援のページ

<http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/>

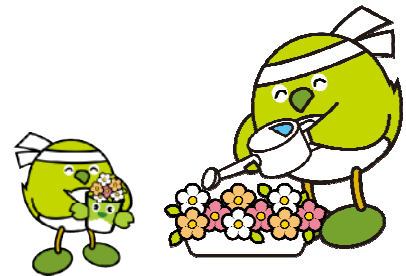
その他、出産や育児に関する休暇制度等の周知を図るために「出産や育児のための休暇制度等早見表」を作成・配布し、職員が早見表を手元に置いて、子の年齢に合わせて出産や育児に関する休暇制度等を簡単に確認できるようにしています。

#### ② 管理監督者研修や職場研修の取組



平成22年5月17日（月）株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室淑恵氏を講師に招き、知事、副知事、各部長のほか、父親の子育て参画推進員にもなっている所属長などを対象とした「職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識改革セミナー」を開催し、「超過勤務の縮減」や「仕事と家庭の両立」についての意識啓発を行いました。

また、各職場における職場研修や各地区毎の制度説明会において、子育てに関する制度などの説明や取得に向けた意識啓発を行いました。



### ③ 取組に対する所属長の意識醸成

子育て中の職員が育児に関する休暇制度等を積極的に利用できるかどうかは、所属長等上司の理解・認識の高さが大きく影響してくることから、大分県特定事業主行動計画に掲げられている所属長の役割を箇条書きにして抜粋した「職員の育児を支えるための所属長の役割 8箇条」を配布し、本取組に対する所属長の意識醸成を図りました。

### ④ 子育て中の男性職員の把握



所属長及び班総括は、子育て中の男性職員の休暇取得予定等の状況を把握することとしました。

16歳未満の子を養育する男性職員数 (H22.4.1現在)	3,493名
3歳未満の子を養育する男性職員数 (H22.4.1現在)	921名
平成22年度中に新たに子を養育することとなった男性職員数	292名

## (2) 男性の子育てに係る休暇の取得促進



男性の子育てに係る休暇の取得を促進することとしました。

出産補助休暇取得者数 (3日間の完全取得)	124名
育児参加休暇取得者数 (5日間の完全取得)	31名
子の看護休暇取得数 (男性職員)	455名

## (3) 育児休業等の取得促進

育児休業等の取得率の目標値を定め、その取得を促進することとしています。

### ① 育児休業等の取得及び育児短時間勤務の状況



育児休業取得者数	男性職員	4名
	女性職員	445名
部分休業取得者数	男性職員	4名
	女性職員	34名
育児時間取得者数	男性職員	12名
	女性職員	73名
育児短時間勤務者数	男性職員	1名
	女性職員	26名

育児休業等取得率 (知事部局・各種委員会・企業局・病院局)	目標値	男性職員 100%、女性職員 100%
	実績	男性職員 48.2%、女性職員 100%
育児休業等取得率 (教育委員会)	目標値	男性職員 100%、女性職員 100%
	実績	男性職員 45.8%、女性職員 100%
育児休業等取得率 (警察本部)	目標値	男性職員 100%、女性職員 100%
	実績	男性職員 30.0%、女性職員 100%

※育児休業等取得率 =

$$\frac{\text{育児休業・部分休業取得者数} + \text{育児短時間勤務者数} + \text{出産補助休暇3日間取得者数} + \text{育児参加休暇5日間取得者数}}{\text{平成22年度中に新たに育児休業取得可能となった職員数}}$$

## ② 専門職産育休サポーター制度の充実

産育休代替職員の確保が難しい専門職を対象とした人材バンク「専門職産育休サポーター制度」の対象を拡大するなど、その活用を図りました。（知事部局）

専門職産育休サポーター制度による 登録者数（知事部局）	職 種	保健師、獣医師、薬剤師、化学、農業、畜産、林業、水産
	人 数	計 27名

## ③ 育児休業からの円滑な復職

育児休業や産前産後休暇を取得している職員の職場復帰前後の不安や負担を解消し、産育休復帰を支援するため、庁内システムを利用できる在宅システムを試行導入しました。（知事部局）

## （４）子育てと仕事の両立

### ① 育児のための時差通勤の活用

平成17年度に導入した「育児のための時差通勤制度」について、引き続きその活用を図ることとしました。（知事部局）

育児のための時差通勤制度利用者数（知事部局）	男性職員	5名
	女性職員	8名

### ② 在宅勤務制度の導入

「子育て満足度日本一」の実現等に向けて、県自らが率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、多様な働き方の構築を目指すため、効率的・効果的な働き方の一つとして「在宅勤務制度」の1次及び2次試行を実施しました。（知事部局）

## （５）超過勤務の縮減

### ① 「子育てパパ退庁日」の設定



子育て中の男性職員のうち、3歳未満の児童を養育する男性職員については、毎月第3水曜日を「子育てパパ退庁日」として、年次有給休暇を取得し、15時を目途に退庁することを推進することとしました。

「子育てパパ退庁日」における年次有給休暇の 取得男性職員数（延べ人数）	506名
--	------

### ② 業務の削減、効率化

部局長が超過勤務の縮減に向けた意識を常に保つことが重要であることから、自らの思いを「部局別超勤縮減宣言」として自身の言葉で発信し、超過勤務の縮減に向けた仕事の進め方の見直しについて取組を行っています。

その他、超過勤務の縮減を目的とし、業務の効率化を図るため「定時に帰るプロジェクト」を試行実施しました。（知事部局）

## （６）年次有給休暇取得の促進

年次有給休暇の平均取得日数の目標値を定め、その取得を促進することとしました。

年次有給休暇平均取得日数 （知事部局・各種委員会・企業局・病院局）	目標値	平均15.0日
	実績	平均12.3日
年次有給休暇平均取得日数 （教育委員会）	目標値	平均15.0日
	実績	平均10.8日
年次有給休暇平均取得日数 （警察本部）	目標値	平均10.0日
	実績	平均8.4日

## (7) 男性職員の子育て参画の行動を促進する取組



「大分県庁子育てパパサポートプラン」における独自取組項目として、男性職員の子育て参画の行動を促進するため、部局ごとに具体的な行動内容を定めることとしました。

### 【具体的な行動内容の例】

- 退庁の際、机に表示（卓上のぼり、ステッカー等）をすることにより、退庁しやすい環境づくりを目指した。
- 部のヘルスアップ大会において、職員の子どもと一緒に参加することにより、男性の子育て参画を促進を図った。
- 「こども県庁」開催  
子どもが父親の職場を訪問し、働く父親とその仕事に接することにより、子どもが父親への理解を深め、また、職場もその職員の家庭環境を理解することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。
- 「イクメンパパの集い」開催  
男性職員が主体となって集い、育児について情報交換を行うことにより、男性職員自身の子育てに対する意識啓発とネットワークづくりなどワーク・ライフ・バランスの推進を図った。
- 部内一斉に定時退庁することとする「家族の日」を部独自に設定し、子育てパパ退庁日と同日に実施することで、利用促進の相乗効果を図った。
- すこやかに食を楽しむ心豊かな青少年を育成するため、食育の基本である家族みんなで“いただきます”ができるよう定時退庁に努めた。また、「家庭の日」（毎月第3日曜日）においても家族みんなで食事ができるように努めた。
- 定時退庁日における部内巡回において、超過勤務をする「子育て中の男性職員」数を把握し、定時退庁を促した。
- 「子育てパパ退庁日」の周知にあわせて、部局関係イベントについて開催情報を提供し、家族での参加を呼びかけた。
- 16歳未満の児童を養育する男性職員に対して、下記取組を推進し、父親が子育てに参画するための「はじめの一歩」を踏み出す動機付けを図った。
  - ・ 1週間の取組（今日や明日の出来事について、子供と語ろう）
    - ①毎朝、家族そろって朝食を食べよう。②週に3日は家族そろって夕食を食べよう。
    - ③週に3日は子供とお風呂に入ろう。
  - ・ 1か月の取組（子供と将来の夢について語ろう）
    - ①月に2日は父親（父親と子供）が家事（掃除・炊事・洗濯等）をやろう。
    - ②月に2日は子供と一緒に体験活動に取り組もう。

